

※特定非営利活動促進法に定める20の活動分野

※活動分野		中心的活動 	その他の活動 (複数可) 	合計
1	保健・医療・福祉の増進	30 		17 47
2	社会教育の推進	4 		20 24
3	まちづくりの推進	24 		31 55
4	観光の振興	0		4 4
5	農山魚村地域の振興	1 		1 2
6	学術・文化・芸術・スポーツの振興	25 		24 49
7	環境の保全	10 		21 31
8	災害救援	1 		13 14
9	地域安全	3 		33 36
10	人権の擁護・平和の推進	4 		13 17
11	国際協力	1 		1 2
12	男女共同参画社会の形成	1 		10 11
13	子どもの健全育成	14 		35 49
14	情報化社会の発展	0		2 2
15	科学技術の振興	0		0 0
16	経済活動の活性化	0		0 0
17	職能の開発・雇用機会拡充	0		0 0
18	消費者の保護	0		3 3
19	団体の運営活動の支援	0		1 1
20	県の条例で定める活動	埼玉県は該当なし		